

労務管理のエッセンス

(09/1月号)(第46号)

赤井労務マネジメント事務所 社会保険労務士 赤井孝文
下関市長府金屋町4-21 電話245-5034 ホームページ

akai2@mx52.tiki.ne.jp

<http://www.6064.jp>

新年のご挨拶

新年おめでとうございます。平素は当事務所の業務にご理解とご協力を頂き厚く御礼申し上げます。さて政府の緊急雇用対策が徐々に明らかになってきました。まずは、第一弾として、下記の3種類をご紹介します。今回は、新設の助成金というよりは、条件緩和・拡充の措置がとられて利用しやすいものになっているのが特徴です。



緊急雇用対策（助成金）の概要（12月1日より実施）

今年後半から急速に雇用環境が悪化したのに伴い、政府は緊急雇用対策を発表しました。その中で労務関連では、厚生労働省管轄の助成金の新設・拡充の措置がとられます。以下、概要をご紹介します。

(1) 65歳以上の高齢者雇用の助成金が創設されます！（雇い入れの補助）

主な受給条件	65歳以上の求職者を ハローワークの紹介により 1年以上継続して雇用する労働者として雇い入れる(12月1日よりの雇い入れ)
助成金額	60万円/1人につき(短時間労働者は40万円/1人)(半年ごと30万円×2回)

(2) トライアル雇用助成金の対象者が拡大されます！（雇い入れの補助）

従来(拡大される対象のみ例示)	12月1日から
45歳以上65歳未満の中高齢者 35歳未満の若年者等	45歳以上の者 40歳未満の者

今回の緊急措置により40～44歳を除く全ての人がトライアル雇用の対象になりました。

(3) 雇用調整助成金が大幅に拡充されます！（休業手当の補助）

	従来	12月1日から
主な受給条件	最近 <u>6ヵ月</u> 間の 生産量や売上高の平均値が対前年比 <u>10%</u> 以上減少している 雇用保険被保険者数の平均値が対前 年同期と比較して増加していない	最近 <u>3ヵ月</u> 間の 生産量や売上高の平均値が対前年比 <u>5%</u> 以上減少している(直近の決算で経常利 益が赤字なら5%未満の減少でも可) 左に同じ
助成率	<u>休業手当等の2/3</u> 支給限度日数3年間で <u>150</u> 日 (最初の1年間で100日まで) 教育訓練加算上限 <u>1,200</u> 円/日	<u>休業手当等の4/5</u> 支給限度日数3年間で <u>200</u> 日 (最初の1年間で100日まで) 教育訓練加算上限 <u>6,000</u> 円/日

このFAXがご不要でありましたら、誠に恐縮ではございますが、この紙面を折り返しFAXして頂くか、又は
ご一報頂ければと存じます。以後、ご送信を控えさせていただきますので、何卒ご容赦下さい。

FAX番号245-7166 ☐ 不要 貴社名